

2012

岡山労働災害撲滅運動

毎月1日は「安全点検の日」



岡山労働局では、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため「2012岡山労働災害撲滅運動実施本部」を設置し、毎月1日を事業場全員参加による「安全点検の日」と定め、それぞれの事業場にに応じた安全点検活動の実施を提唱し、労働災害防止意識を高めるとともに、安全な作業環境整備の推進を図ることとしております。

皆様方の事業場においても全員が参加して、事業場の実態に応じた点検項目を定め、毎月1日に点検を行うなど、労働災害防止の徹底を図って下さい。

なお、岡山労働局のホームページでは、2012岡山労働災害撲滅運動について、種々の情報提供を行っておりますので、参考にして下さい。

お問い合わせ先

岡山労働局労働基準部

監督課 電話(0866)2225-2015

健康安全課 電話(0866)2225-2016

<http://okayama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>



STOP! 不法電波

あなたの無線機、

技適マークについている？



電波は、テレビ、ラジオ、携帯電話や無線LANといった私たちの身近なものから、航空、船舶、消防・救急、警察などの重要な無線通信まで幅広く利用されています。

これらで利用されている無線通信に種々の混信・妨害が発生しており、その原因の多くは不法無線局（免許を受けずに不法に開設された無線局）から放射される電波によるものです。

不法電波は犯罪です。私たちの暮らしを守り、電波を安心して利用できるように、不法無線局をなくしましょう。

守りましょう！電波のルール

コードレス電話、特定小電力のトランシーバー、無線LAN機器などの無線機を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください。（技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります。）

技適マークの付いていない外国製などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。

（※無線機は免許を受けて正しく使ってください。）

電波法違反には罰則があります

免許を持たずに無線局を開設した場合は、電波法違反となり、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられます。

また、警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の懲役、または250万円以下の罰金に処せられます。

電波に関する困りごとの相談

中国総合通信局では、不法電波による混信・妨害、テレビ・ラジオの受信障害など電波に関する困りごとについて、相談電話を開設しています。

不法無線局による混信・妨害相談 電話(0866)2225-3333

テレビ・ラジオ受信障害 電話(0866)2225-3333



技適マーク